

不在者投票

次の事由に該当する場合は、事前不在者投票ができます。

遠隔地での不在者投票

仕事やレジャーなどで遠方に滞在中の方は、小平市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せれば、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。

不在者投票の投票手順・手続きは次のとおりです。

投票用紙および投票用封筒の請求

小平市の選挙人名簿に登録のある方は、投票用紙および投票用封筒を請求できます。不在者投票宣誓書兼請求書に自筆で記入し、小平市選挙管理委員会に郵送等で請求してください（フアクシミリ不可）。

不在者投票宣誓書兼請求書は、小平市ホームページからもダウンロードできます。

投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の交付

不在者投票事由があると認められると、投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が交付されます。不在者投票証明書は、不在者投票証明用封筒に入っていますので、封筒は開封しないでください（開封すると投票できません）。

投票方法および手続き

投票用紙などの交付を受けたら、それを持って告示日の翌日から投票日の前日までに（日数に余裕を持って早めに）、滞在先の市区町村選挙管理委員会に行ってください。

投票をする前に投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の入っている封筒（開封すると投票できません）を提出してください。  
※あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名などを記入すると無効になりますので、記入しないでください。

投票用紙の記載・封入

不在者投票記載場所では投票用紙に記入し、封をします。外封筒に署名をしたら、立会人の署名を受けて不在者投票管理者へ提出します。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている選挙人で一定の要件に該当する方、または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方で、選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」をお持ちの場合は、在宅のまま郵便等による不在者投票ができます（左表参照）。  
また、郵便等による不在者投票ができる方で、みずから投票の記載ができない方として定められた項目に

郵便等による不在者投票の対象要件

Table with columns for '身体障害者手帳' and '介護保険の被保険者証' with sub-columns for '障がい名' and '障がいの程度' (1級, 2級, 3級).

該当する場合は、代理記載制度を利用することができます。

告示日前でも申請手続きはできませんので、早めにご相談ください。

入院・入所者の不在者投票

指定病院、指定老人ホームなどの都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。

なお、投票用紙などの請求は、入院・入所中の施設の長を通じて行います。

※投票できる期間は、告示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なりますので、あらかじめ施設にお問い合わせください。

点字投票と代理投票

視覚障がい者で点字のできる方は、点字投票ができます。

また、視覚障がい者などで、字を書くことができない場合は、代理投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、6月27日ごろ、全世帯に各戸配布する予定です。届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。なお、市役所、東部・西部市民センターに公報ボックスを設置しますので、ご利用ください。

開票

開票は、7月2日（日）の午後9時から市民総合体育館で行います。小平市で投票資格のある方は、自由に参観できます（受付は、当日、会場で行います）。  
また、開票速報は小平市ホームページに、午後9時30分以降に発表された速報をおおむね30分遅れで更新します。

投票区(所)・投票区の区域一覧

Large table listing 27 voting districts with columns for '投票区(所)', '投票所所在地', and '投票区域'.

※電話がかかりにくい場合があります。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎042(346)9576